

つくば市建築物の敷地制限条例の一部改正について

1 改正の要旨

申請手続きの簡素化により、認定事務の効率化及び申請者の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するとともに、同条例施行規則の一部を改正するものである。

2 改正内容

(1) 適用除外の範囲の拡大（第3条第3項）

土地の面積が165㎡未満の土地であっても、県条例施行の日から6月以内に適用除外の届け出をした土地については、敷地の規模（165㎡以上）の規定を適用しないとしていたが、適用除外の手続きが未了の土地についても、適用除外とすることとした。

なお、県条例施行の日以降に土地の分筆等を行い、165㎡未満となった土地については適用除外とならない。

（注1）「県条例」とは、「茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例」をいう。

（注2）「県条例施行の日」とは、昭和56年4月1日となります。

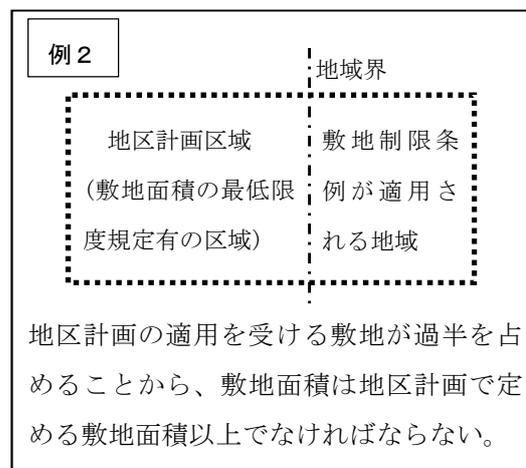
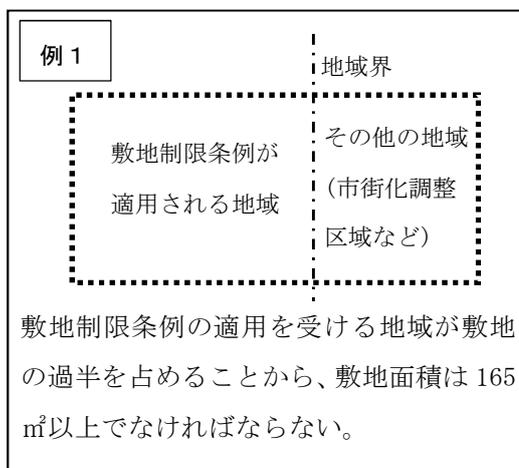
(2) 敷地の認定申請手続きの簡素化（第4条） ⇒ **別紙参照**

敷地面積が165㎡以上の場合、敷地認定申請の手続きを要しないこととした。

（条例第3条第1項から第3項までの規定に該当する場合、敷地認定申請の手続きが必要となる。）

(3) 建築物の敷地が地域の内外にわたる場合の措置の明確化（第7条の2）

建築物の敷地が敷地制限条例の適用を受ける地域の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が条例の適用地域に属するときは、本条例の規定を適用することとした。

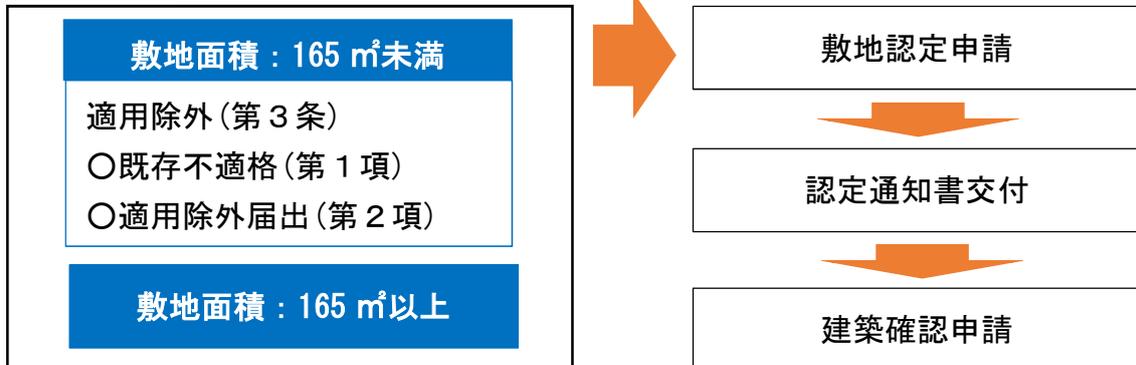


3 施行日

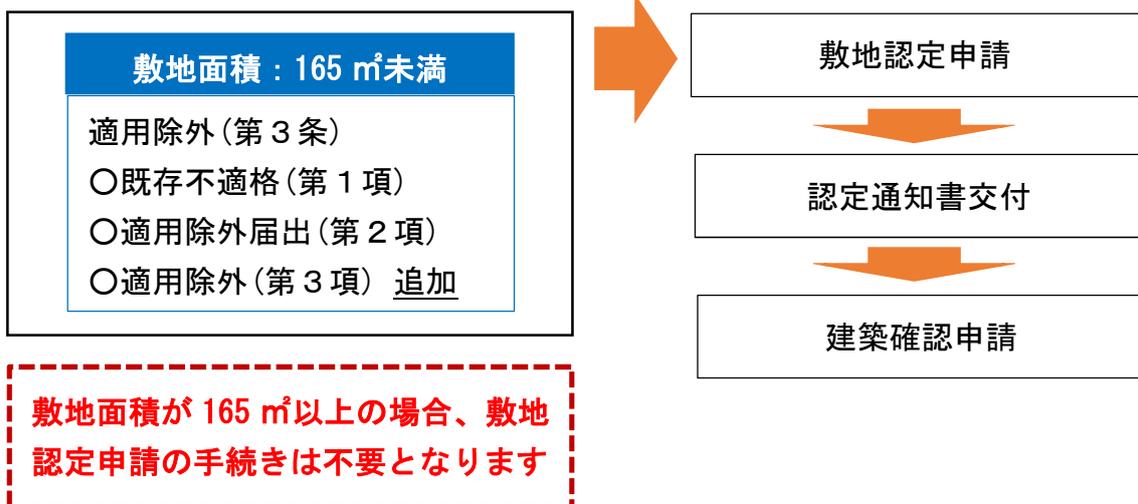
平成30年5月1日

○敷地認定申請の手続きが変わります。

改正前



改正後



○敷地認定申請の手続きが変わります。(特例許可申請)

改正前



改正後

